

別表

条例改正の新旧対象表

【都城市道路占用料条例の一部改正】

第1条 都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																							
<p>(占用料の算定)</p> <p>第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。</p> <p>(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル未満</u>の端数があるときは、<u>1平方メートル又は1メートル</u>として計算する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>(略)</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所</td> <td>(略)</td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>(略)</td> <td><u>890</u></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>法第32条 外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>(略)</td> <td><u>24</u></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	占用料 (円)	法第32条 (略)			第1項第1号に掲げる工作物	(略)	<u>3</u>	地下電線その他地下に設ける線類	(略)		変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,200</u>	(略)			広告塔	(略)	<u>890</u>	その他のもの		<u>1,200</u>	法第32条 外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>24</u>	<p>(占用料の算定)</p> <p>第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。</p> <p>(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル未満</u>の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>(略)</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所</td> <td>(略)</td> <td><u>1,170</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>(略)</td> <td><u>900</u></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td><u>1,170</u></td> </tr> <tr> <td>法第32条 外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>(略)</td> <td><u>25</u></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	占用料 (円)	法第32条 (略)			第1項第1号に掲げる工作物	(略)	<u>4</u>	地下電線その他地下に設ける線類	(略)		変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,170</u>	(略)			広告塔	(略)	<u>900</u>	その他のもの		<u>1,170</u>	法第32条 外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>25</u>
占用物件	単位	占用料 (円)																																																							
法第32条 (略)																																																									
第1項第1号に掲げる工作物	(略)	<u>3</u>																																																							
地下電線その他地下に設ける線類	(略)																																																								
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,200</u>																																																							
(略)																																																									
広告塔	(略)	<u>890</u>																																																							
その他のもの		<u>1,200</u>																																																							
法第32条 外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>24</u>																																																							
占用物件	単位	占用料 (円)																																																							
法第32条 (略)																																																									
第1項第1号に掲げる工作物	(略)	<u>4</u>																																																							
地下電線その他地下に設ける線類	(略)																																																								
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,170</u>																																																							
(略)																																																									
広告塔	(略)	<u>900</u>																																																							
その他のもの		<u>1,170</u>																																																							
法第32条 外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>25</u>																																																							

第1項第	(略)		
2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	(略)	<u>52</u>
	(略)		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	(略)	<u>100</u>
	(略)		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	(略)	<u>240</u>
	(略)		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	<u>1,200</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	(略) 近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路	(略)	<u>440</u>
	(略)		

第1項第	(略)		
2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	(略)	<u>53</u>
	(略)		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	(略)	<u>105</u>
	(略)		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	(略)	<u>250</u>
	(略)		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	<u>1,170</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	(略) 近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路	(略)	<u>450</u>
	(略)		

	その他のもの	(略)	1,200
法第32条	(略)		
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	(略)	89
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(ア一時的に設けるもの)	(略)	89
	一チであるものを除く。)		890
	(略)		
第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)	89
	アーチ	車道を横断するもの	890
			440
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	1,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	89
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		(略)	120
令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.017を乗じて

	その他のもの	(略)	1,170
法第32条	(略)		
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	(略)	90
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(ア一時的に設けるもの)	(略)	90
	一チであるものを除く。)		900
	(略)		
第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)	90
	アーチ	車道を横断するもの	900
			450
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	1,170
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		(略)	117
令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.019を乗じて

掲げる施設	上空に設けるもの		得た額 Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	(略)	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	(略)	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

掲げる施設	上空に設けるもの		得た額 Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	(略)	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	(略)	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具	(略)Aに0.028 を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具	(略)Aに0.034 を乗じて 得た額
備考 1～4 (略)		備考 1～4 (略)	

【都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正】

第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(占用料等の算定)</p> <p>第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。</p> <p>(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>1平方メートル若しくは1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル若しくは1メートル未満の端数</u>があるときは、<u>1平方メートル又は1メートル</u>として計算する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>(略)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路及び通路橋</td> <td>(略)</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額(円)	(略)			公衆電話所	(略)	1,200	(略)			道路及び通路橋	(略)	1,200	<p>(占用料等の算定)</p> <p>第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。</p> <p>(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数</u>があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算</u>する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>(略)</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路及び通路橋</td> <td>(略)</td> <td>1,170</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額(円)	(略)			公衆電話所	(略)	1,170	(略)			道路及び通路橋	(略)	1,170
種類	単位	金額(円)																													
(略)																															
公衆電話所	(略)	1,200																													
(略)																															
道路及び通路橋	(略)	1,200																													
種類	単位	金額(円)																													
(略)																															
公衆電話所	(略)	1,170																													
(略)																															
道路及び通路橋	(略)	1,170																													

(略)		
広告板	(略)	890
送電塔		1,200
(略)		
備考		
1 ~ 5 (略)		

(略)		
広告板	(略)	900
送電塔		1,170
(略)		
備考		
1 ~ 5 (略)		